

○ 指定でん粉等売買要領

[平成19年4月25日付]

[18農畜機第4747号]

最終改正 令和5年3月27日付4農畜機第7123号

(総則)

第1条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）の規定による指定でん粉等の買入れ及び売戻しについては、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書（平成15年10月2日付け農林水産省指令15生産第4153号）その他独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）が別に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(売渡しの対象)

第2条 価格調整法第27条第1項の規定による機構への売渡しの対象となる指定でん粉等は、別表1に掲げるもののうち、別表2に掲げるもののいずれにも該当しないものとする。

(売渡し及び買戻しの申込みに必要な届出)

第3条 指定でん粉等につき関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定でん粉等の所有者でない場合にあつては、その所有者。以下「指定でん粉等輸入申告者等」という。）は、価格調整法第27条第1項及び価格調整法第30条第1項の規定により指定でん粉等の売渡しの申込みに併せて買戻しの申込み（以下「売渡し及び買戻しの申込み」という。）をしようとするときは、あらかじめ「売買手続届出書」（別紙第1号様式）を機構に届け出るものとする。なお、届出の内容に変更が生じた場合は、その都度、機構に届け出るものとする。

2 機構は、前項の売買手続届出書に売買用Webサイトを利用する旨の記載があった場合は、売買用Webサイトを利用するときに必要なログインIDを「ログインID通知書」（別紙第2号様式）に記載し、指定でん粉等輸入申告者等又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に通知するものとする。

3 機構からログインIDの通知を受けた者は、責任を持って当該ログインID及びパスワードを安全に管理するものとし、機構は当該ログインID及びパスワードの不正利用に起因する損害に対する責任を負わないものとする。

(売渡し及び買戻しの申込み)

第4条 指定でん粉等輸入申告者等は、売渡し及び買戻しの申込みをしよう

するときは、当該売渡し及び買戻しの申込みに係る指定でん粉等の輸入申告の時について適用される平均輸入価格（価格調整法第 28 条第 1 項に規定する平均輸入価格をいう。以下同じ。）の適用期間の初日から輸入申告の前までに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和 40 年政令第 282 号。以下「価格調整法施行令」という。）第 37 条第 1 号及び第 2 号の条件を付した「指定でん粉等売渡し及び買戻し申込書」（別紙第 3 号様式）（以下「売渡・買戻申込書」という。）を売買用 Web サイトを利用する方法により、作成し、提出するものとする。

- 2 前項の規定に関わらず、指定でん粉等輸入申告者等が売買用 Web サイトにより難しい場合であつて機構が特に認めるときは、当該指定でん粉等輸入申告者等は、郵送又は持参のいずれかの方法により売渡・買戻申込書を提出することができる。この場合においては、当該指定でん粉等輸入申告者等は、売渡・買戻申込書を 2 通提出するものとする。
- 3 価格調整法施行令第 37 条第 2 号イ又はロに規定する製品の製造を行おうとする者は、あらかじめ売買用 Web サイトを利用して製造工場の届出を行うものとし、製造工場に係る取扱いは、「指定糖又は指定でん粉等に係る製造工場の届出及び実地確認について」（平成 19 年 9 月 5 日付け 19 農畜機第 1870 号）の定めるところによるものとする。
- 4 第 1 項の売渡・買戻申込書には、次の各号に掲げる書面及び「売買申込み送り状」（別紙第 4 号様式）を添付するものとする。ただし、機構が支障がないと認めるときは、その一部を省略することができる。
 - (1) 当該指定でん粉等が関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 5 第 2 項において準用する関税定率法（明治 43 年法律第 54 号）第 9 条の 2 第 1 項又は関税暫定措置法第 8 条の 6 第 1 項の割当て（以下「関税割当て」という。）を受けて輸入されることを証する書面（農林水産大臣が発給する関税割当証明書）の写し
 - (2) 当該指定でん粉等の関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）第 59 条第 1 項の規定による輸入申告書の写し
 - (3) 当該指定でん粉等の関税法第 43 条の 3 第 1 項（同法第 61 条の 4 において準用する場合を含む。）の規定による承認書の写し又は保税地域（同法第 30 条第 1 項第 2 号の規定により税関長が指定した場所を含む。）に搬入されたことを証する書面若しくは同法第 34 条の 2 に定められた帳簿の写し等
 - (4) 売渡し及び買戻しの申込みを行う者（以下「売渡等申込者」という。）が指定でん粉等輸入申告者等でない場合にあつては、これらの者の委任関係又は所有権の移転関係を証する書面（当該指定でん粉等の輸入申告に際し、税関に提出する売買契約書又は譲渡証明書等）の写し

(5) 当該指定でん粉等が関税法第 56 条第 1 項に規定する保税工場又は同法第 61 条第 1 項の規定により指定された場所における保税作業によって製造されたものである場合にあっては、その旨を証する書面（保税工場において第 1 次保税作業終了後、輸入（移出）申告される場合には、移入承認書及び関税法第 61 条の 2 第 2 項に規定する報告書、第 2 次保税工場に移入後輸入（移出）申告される場合には、当該第 2 次保税工場への移入承認書）の写し

(6) 当該指定でん粉等の全部又は一部について、価格調整法第 32 条の規定により機構の買入れ及び売渡しの価格の減額を受けようとする場合にあっては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和 40 年農林省令第 43 号。以下「価格調整法施行規則」という。）第 41 条において準用する価格調整法施行規則第 8 条第 2 項に規定する申請書及び関税定率法施行令第 3 条第 1 項に規定する書面の写し

(7) その他機構が必要に応じて求める書面
(担保の提供)

第 5 条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第 30 条第 2 項において準用する価格調整法第 8 条第 3 項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、当該指定でん粉等の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下「売買差額」という。）に相当する額の金銭、機構が確実に認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構が別に定めるところによるものとする。

3 提供された担保には、利子を付さない。
(申込みに対する承諾等)

第 6 条 機構は、第 4 条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第 1 項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る指定でん粉等の価格調整法第 30 条第 1 項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前 2 項の承諾は、「指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書」（別紙第 3 号様式。以下「承諾書」という。）を交付して行うものとし、併せて、関税法第 70 条第 1 項の規定による税関への証明の用に供するため、求めに応じ、その写しの電磁的記録を売渡等申込者又はこれに代わって売渡し及び買戻しの申込みを行う者に送付するものとする。

4 指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約（以下「買入・売戻契約」とい

う。)は、承諾書を交付することにより成立するものとする。

(輸入許可の確認)

第7条 買入・売戻契約の相手方は、当該契約に係る指定でん粉等につき関税法第67条の規定による輸入の許可(同法第73条第1項に規定する承認がされた場合にあつては、その後関税割当てを受けて輸入されるものとして輸入の許可がされたとき。以下「輸入許可」という。)がされたときは、当該輸入許可がされた日から起算して7日以内に当該指定でん粉等について輸入許可がされたことを証する書面(以下「輸入許可書」という。)の写しを機構に提出するものとする。ただし、輸入許可等がされた日から起算して7日を経過する日が行政機関の休日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。)に当たるときは、行政機関の休日の翌日をもって提出期限とする。

(所有権の移転時期等)

第8条 買入・売戻契約に係る指定でん粉等の所有権は、当該指定でん粉等につき輸入許可がされることが確実と見込まれるときに、当該指定でん粉等の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、当該契約に係る指定でん粉等についての危険負担を負わず、かつ、保管料、保険料等を負担しないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

第9条 買入・売戻契約により機構が買入れ、かつ、売り戻す指定でん粉等の数量は、第4条第1項の売渡・買戻申込書に記載された数量(当該数量が第21条第1項の規定により変更された場合には、その変更後の数量)によるものとする。

(買入れの価格)

第10条 買入・売戻契約に係る指定でん粉等の買入れの価格は、価格調整法第29条の規定に基づく別表3により算出される価格とする。

(売戻しの価格)

第11条 買入・売戻契約に係る指定でん粉等の売戻しの価格は、価格調整法第31条第1項の規定に基づく別表4により算出される価格とする。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第12条 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等が機構への売渡し前に変質したもので、価格調整法施行規則第41条において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書の提出があつた場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の

額は、別表5に基づき、第10条の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該指定でん粉等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合として機構が税関の決定する減額を勘案して決定する割合を乗じて得た額とする。

- 3 機構は、価格調整法施行規則第41条において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書を受理した場合、減額がないものとした場合の数量及び価格により売渡し及び買戻しの申込みをさせるものとする。
(対価の支払等)

第13条 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等につき当該契約の相手方から第7条の規定により輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該指定でん粉等の売買差額を機構の指定する金融機関に当該指定でん粉等に係る輸入許可が行われた日から起算して7日以内に納付すべき旨の「納付通知書（個別納付）」（別紙第5号－1様式）を当該契約の相手方に交付するものとする。

- 2 機構は、当該契約の相手方が、その月（以下「特定月」という。）において輸入許可を受けようとする指定でん粉等に係る売買差額を機構の指定する金融機関に一括納付したい旨を特定月の前月末日までに機構に申請したときは、前項の規定にかかわらず、特定月の末日の翌日から起算して10日以内に納付すべき旨の「納付通知書（一括納付）」（別紙第5号－2様式）を当該契約の相手方に交付するものとする。

- 3 前項に規定する売買差額の一括納付の申請は、「指定でん粉等売買差額一括納付申請書」（別紙第6号－1様式）を機構に提出して行うものとし、機構は「指定でん粉等売買差額一括納付承認書」（別紙第6号－2様式）を申請者に交付するものとする。

- 4 機構は、当該契約に係る指定でん粉等につき当該契約の相手方から第7条に規定する期限を超えて輸入許可書等の写しが提出されたときは、当該指定でん粉等の売買差額を機構の指定する金融機関に次の各号に掲げる期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

- (1) 第13条第1項の規定による個別納付をする場合は、当該契約に係る指定でん粉等の輸入許可等が行われた日（第12条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあつては、当該指定でん粉等に係る輸入許可が行われた日。以下この項において同じ。）から起算して7日を経過する日

- (2) 第13条第2項の規定による一括納付をする場合は、当該契約に係る指定でん粉等の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して10日を経過する日

- (3) 第14条第1項の規定による個別延長をする場合は、当該契約に係る指

定でん粉等の輸入許可等が行われた日から起算して3月を経過する日

(4) 第14条第2項の規定による包括延長をする場合は、当該契約に係る指定でん粉等の輸入許可等が行われた日の属する月の末日の翌日から起算して3月を経過する日

(納期限の延長)

第14条 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長（以下「個別延長」という。）を受けたい旨を当該契約に係る指定でん粉等の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条第1項の規定にかかわらず、その納期限を、輸入許可が行われた日から起算して3月以内に限り延長することができる。

2 機構は、当該契約の相手方が、特定月において輸入許可を受けようとする指定でん粉等に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長（以下「包括延長」という。）を受けたい旨を機構に申請したときは、前条第1項の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可を受ける指定でん粉等に係る売買差額の納期限を、特定月の末日の翌日から起算して3月以内に限り延長することができる。

3 機構は、指定でん粉等に係る売買差額の納期限を第1項の規定により個別延長をした場合にあつては、当該指定でん粉等に係る輸入許可が行われた日から3月以内に納付すべき旨の納付通知書（個別納付）を、前項の規定により包括延長した場合にあつては特定月の末日の翌日から起算して3月以内に納付すべき旨の納付通知書（個別納付）を、それぞれ当該契約の相手方に交付するものとする。

4 前条第1項若しくは第2項又は前項の規定による納期限が行政機関の休日にあたる場合は、行政機関の休日の翌日をもって当該納期限とする。

5 第1項及び第2項に規定する納期限の延長申請は、「指定でん粉等売買差額納付期限延長申請書」（別紙第7号－1様式）を機構に提出して行うものとし、機構は「指定でん粉等売買差額納付期限延長承認書」（別紙第7号－2様式）を申請者に交付するものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第15条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があつた場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があつたものとする。

2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

3 前項の規定による売買差額への充当があつたときは、当該売買差額の納付

があったものとする。

- 4 機構は、第1項及び前項の規定により売買差額に充当したときは、「領収済通知書」（別紙第8号様式）を当該契約の相手方に交付できるものとする。

（売買差額納付後の担保の取扱い）

- 第16条 第13条第1項若しくは第2項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の取扱いについては、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領（昭和57年10月1日付け57蚕糖第931号（経））の定めるところによる。

（延納金）

- 第17条 機構は、第14条第3項の規定による納付通知書（個別納付）の交付を受けた者が当該納付通知書（個別納付）に係る指定でん粉等の輸入許可が行われた日から起算して7日以内に売買差額を納付しないときは、その売買差額に対し当該輸入許可が行われた日から起算して7日を経過する日の翌日から当該売買差額を納付する日（当該納付する日が当該売買差額の納期限の到来する日以後の日である場合にあっては、当該納期限の到来する日）までの日数に応じ、機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延納金を請求するものとする。

（納付の督促）

- 第18条 機構は、第13条第1項、第2項若しくは第4項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その納期限から20日以内に、督促状によりその納付を督促するものとする。

（延滞金）

- 第19条 機構は、第13条第1項、第2項若しくは第4項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、その未納に係る売買差額に対し当該納期限の翌日から当該売買差額を納付する日までの日数に応じ、機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

- 2 機構は、第15条の規定による担保として提供された金銭をもって売買差額へ充てる旨の申し出があった場合であって、買入・売戻契約に係る指定でん粉等につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該買入・売戻契約の相手方が輸入許可書等の写しを第7条に規定する期限までに提出していないことが明らかになったときは、当該契約に係る売買差額に対し当該輸入許可等が行わ

れた日（第12条の規定により買入れ及び売渡しの価格が減額される場合にあつては、当該指定でん粉等に係る輸入許可が行われた日）から起算して7日を経過する日の翌日から機構が当該金銭担保を売買差額に充当する日までの日数に応じ、機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を請求するものとする。

- 3 第1項及び第2項の場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（担保の処分）

第20条 機構は、第18条の督促状を発した日から10日を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

（契約の変更）

第21条 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等の全部又は一部について、売渡・買戻申込書の売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額又は売買差額が、輸入申告又は輸入許可に基づく売買数量、統計品目番号、売渡価額、買戻価額又は売買差額と異なると認めるときは、当該契約の相手方の同意を得て、当該契約を変更して一致させるものとする。

- 2 機構は、当該契約に係る指定でん粉等について前項の規定による変更をする場合において、変更をした場合の契約に基づく担保の額が提供済の担保の額を上回るときは、当該上回る額に相当する額の担保の提供を求め、その提供があった後に当該契約の変更を行うものとし、当該担保の額が提供済の担保の額を下回るときは、当該下回る額に相当する担保を返還するものとする。

- 3 機構は、当該契約に係る指定でん粉等について第1項の規定による変更を行う必要があるときは、第13条第1項若しくは第2項又は第14条第3項の規定による納付通知書の交付を行う前に当該変更を行うものとする。

（修正申告等がなされた場合の契約の変更）

第21条の2 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等の全部又は一部について、当該契約の相手方から提供を受けた次に掲げる書面に基づき計算された売買差額が当該契約に係る売買差額と異なると認めるとき又は当該書面に基づき別表1に掲げる売渡しの対象に分類されなくなったと認めるときは、これに応じて、当該契約を変更するものとする。

（1）関税法第7条の14の規定による修正申告がなされた場合は、関税法施行令第4条の16に規定する税関長に提出した修正申告書及び当該修正申告に係る関税が納付されたことを証する書面の写し

（2）同法第7条の16第1項の規定による更正又は同条第2項の規定による

決定がなされた場合は、同法第 4 項に規定する更正通知書又は決定通知書の写し

(3) 税関の確認による農林水産大臣が発給する関税割当証明書裏面の通関数量が訂正された場合は、当該通知数量を税関が訂正したことを確認できる書面の写し

- 2 機構は、前項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を上回るときは、当該上回る額を徴収するものとする。この場合、当該契約に係る納期限（第 15 条の規定による金銭担保を売買差額に充当した場合は、当該契約に係る輸入許可等が行われた日から起算して 7 日を経過する日を納期限とする。）までに当該上回る額が納付されないときは、当該納期限の翌日から当該上回る額を納付する日までの日数に応じ、第 19 条第 1 項に規定する機構が別に定める割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を併せて徴収することができる。
- 3 機構は、第 1 項の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該下回る額を返還するものとする。この場合、既に徴収された売買差額の返還を求める当該契約の相手方は、「売買差額返還請求書」（別紙第 11 号様式）を提出するものとする。
- 4 機構は、前項に規定する当該下回る額の返還に際しては、当該下回る額に対し利息は支払わないものとする。ただし、前項に該当する場合であって、第 1 項第 2 号の規定による変更後の売買差額が当該契約に係る売買差額を下回るときは、当該売買差額の納付が行われた日から返還の請求が行われた日までの日数に応じ、当該下回る額に対し機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 5 第 19 条第 3 項の規定は、前項の利息の計算について準用する。
- 6 第 3 項の規定に基づく当該下回る額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可がされた日から 5 年以内に限って行うものとする。

(契約の解除)

第 22 条 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該契約の全部又は一部を解除するものとする

- (1) 当該契約に係る平均輸入価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき。
- (2) 当該契約に係る指定でん粉等の輸入許可がなされなかったとき
- (3) 価格調整法施行令第 1 条の 2 又は第 36 条に規定する用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡されたとき
- (4) 価格調整法施行令第 37 条第 2 号イに規定する輸出貨物又は同号ロに規

定する製品の製造に使用されたとき

- (5) 関税定率法第 20 条第 1 項に規定する再輸出若しくは同条第 2 項に規定する廃棄がされた場合又は関税暫定措置法第 9 条の 2 第 7 項に規定する亡失若しくは滅却があった場合であって、天災その他当該契約の相手方の責めに帰すことのできない事由があったと機構が特に認めるとき
 - (6) 当該契約に係る売渡価額、買戻価額又は売買差額の計算が価格調整法の規定に従っていなかったとき又は当該計算に誤りがあったとき
- 2 機構は、前項第 3 号から第 7 号までの規定による当該契約の解除については、次に掲げる書面の提出を受けて行うものとする。
- (1) 前項第 3 号の場合にあつては、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）第 34 条第 1 項の規定による用途外使用等承認書の写し及び用途外使用の理由書
 - (2) 前項第 4 号の価格調整法施行令第 37 条第 2 号イに規定する場合にあつては、「輸出貨物の製造及び輸出完了報告書」（別紙第 9 号－1 様式）、関税法第 67 条に規定する輸出の許可がされたことを証する書面（以下「輸出許可書等」という。）の写し及び必要に応じ「輸出貨物製造実績明細書」（別紙第 9 号－2 様式）又は「輸出貨物の原料品明細書」（別紙第 9 号－3 様式）
 - (3) 前項第 4 号の価格調整法施行令第 37 条第 2 号ロに規定する場合にあつては、「プラスチック向けコーンスターチ販売及びプラスチック製造実績報告書」（別紙第 10 号－1 様式）、「プラスチック向けコーンスターチ販売明細書」（別紙第 10 号－2 様式）及び「プラスチック製造実績明細書」（別紙第 10 号－3 様式）
 - (4) 前項第 5 号の再輸出された場合にあつては、関税定率法施行令第 56 条第 1 項に規定にする申請書及び輸出されたことを証する書面（輸出許可書又は輸出したことを確認し得る書面）の写し
 - (5) 前項第 5 号の廃棄された場合にあつては、関税定率法施行令第 56 条第 2 項に規定する税関長の承認を受けた申請書の写し
 - (6) 前項第 5 号の亡失された場合にあつては、関税暫定措置法施行令第 36 条第 1 項に規定する税関長へ提出した届出書の写し
 - (7) 前項第 5 号の滅却された場合にあつては、関税暫定措置法施行令第 36 条第 2 項に規定する税関長へ提出した届出書の写し
- 3 機構は、当該契約を解除したときは、別に定めるところによる実地検査を行うことができるものとし、当該契約を解除された指定でん粉等の全部又は一部が、価格調整法施行令第 37 条第 2 号ロに規定する製品の製造に使用されなくなったことが明らかになった場合には、当該使用されなくなった指定でん粉等の数量について当該契約の解除がなされなかったものとして取り扱うも

のとする。

- 4 機構は、当該契約を解除したときは、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保又は既に徴収した当該契約に係る売買差額を当該契約の相手方に返還するものとする。この場合、すでに徴収された売買差額の返還を求める当該契約の相手方は、「売買差額返還請求書」（別紙第 11 号様式）を提出するものとする。
- 5 前項の売買差額の返還請求者が当該契約の相手方と異なるときは、「譲渡証明書」（別紙第 12 号様式）を添付するものとする。ただし、売買差額の返還請求権の移転を伴わない場合は「譲渡申立書」（別紙第 13 号様式）を添付するものとする。
- 6 機構は、第 4 項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対し利息は支払わないものとする。ただし、第 1 項第 6 号に該当する場合においては、当該売買差額の納付が行われた日から返還の請求が行われた日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 7 第 19 条第 3 項の規定は、前項の利息の計算について準用する。
- 8 第 4 項の規定に基づく売買差額の返還請求は、当該契約に係る輸入許可がされた日から 5 年以内に限って行うものとする。
- 9 機構は、第 1 項第 1 号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方に対し、機構が定める基準により算出される額の違約金を徴収することができるものとする。

（損害賠償）

第 23 条 買入・売戻契約の相手方は、その責に帰すべき事由により、当該契約に関し機構に損害を及ぼしたときは、機構の認定した当該損害の額を賠償しなければならないものとする。

（その他）

第 24 条 この要領に定める事項のほか、指定でん粉等の買入れ及び売戻しについて必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 25 日から施行し、平成 19 年 10 月 1 日以後に輸入申告をする指定でん粉等について適用する。

附 則（平成 23 年 3 月 29 日付 22 農畜機第 5217 号）

この要領は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 7 日付 24 農畜機第 2484 号）

この要領は、平成 24 年 9 月 7 日から施行する。

附 則（平成27年 8月12日付27農畜機第2245号）

この要領は、平成 27 年 8 月 12 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 21 日付 27 農畜機第 3530 号）

- 1 この要領は、平成 27 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 改正後の規定は、平成 28 年 1 月 1 日以降に売渡し及び買戻し申込みをする指定でん粉等について適用するものとし、同日前に売渡し及び買戻し申込みをする指定でん粉等については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 2 月 19 日付 29 農畜機第 5802 号）

- 1 この要領は、平成 30 年 2 月 19 日から施行する。義務売渡しに係る指定でん粉等売買要領細則（平成 19 年 4 月 25 日付 18 農畜機第 4747 号）、インターネット方式等による義務売渡しに係る指定でん粉等事務手続きについて（平成 19 年 7 月 31 日付け 19 農畜機第 1749 号。以下「インターネット規程」という。）、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律に基づき税関手続が行われる指定でん粉等の売渡申込書の添付書類等について（平成 19 年 10 月 17 日付 19 農畜機第 2878 号）、関税法第 73 条第 1 項に基づき輸入許可前取引がなされた関税割当貨物に係る指定でん粉等の売渡申込書の添付書面について（平成 19 年 10 月 17 日付 19 農畜機第 2878 号）及び指定糖、異性化糖等又は指定でん粉等の買入れ及び売戻し契約に係る委任状について（平成 15 年 10 月 1 日付 15 農畜機第 63 号）は廃止する。
- 2 この要領の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後のこの要領第 3 条第 1 項の規定の例により提出された同項に規定する売買手続届出書は、施行日において同項の規定より提出された売買手続届出書とみなす。
- 3 施行日前に廃止前のインターネット規程第 1 に規定するインターネット方式を利用する者が廃止前のインターネット規程第 2 の（1）の規定により提出した売渡申込者届出書の印鑑、ファクシミリ番号、担当者の氏名、メールアドレス、部署名、住所及び電話番号について、施行日において変更がない場合には、施行日において改正後のこの要領第 3 条第 1 項の規定によりこれらの事項が記載された同項に規定する売買手続届出書が提出されたものとみなす。

附則（平成 30 年 12 月 21 日付 30 農畜機第 5260 号）

この要領は、平成 30 年 12 月 30 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 26 日付 31 農畜機第 788 号）

この要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附則（令和元年 9 月 27 日付元農畜機第 3816 号）

この要領は、令和元年 9 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 10 月 1 日付 2 農畜機第 3414 号）

この要領は、令和2年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日付2農畜機第7155号）

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年12月6日付4農畜機第4730号）

この要領は、令和4年12月6日から施行する。

附 則（令和5年3月27日付4農畜機第7123号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 売渡しの対象となる指定でん粉等

品名	品目	統計品目番号	備考
とうもろこし	とうもろこし	1005.90 - 091	コーンスターチの製造に使用するもの
でん粉	とうもろこし でん粉（コーン スターチ）	1108.12 - 010	でん粉糖の製造又はデキストリン、デキストリングルー、可溶性でん粉、ばい焼でん粉若しくはスターチグルーの製造に使用するものとして関税暫定措置法第8条の5第2項において準用する関税定率法第9条の2第1項又は関税暫定措置法第8条の6第1項の割当てを受けて輸入されるもの
		1108.12 - 091	
	ばれいしょで ん粉	1108.13 - 010	
		1108.13 - 091	
	マニオカ（カ ッサバ又はタ ピオカ）でん 粉	1108.14 - 010	
		1108.14 - 091	
	サゴでん粉	1108.19 - 011	
		1108.19 - 017	
	その他のでん 粉	1108.19 - 091	
		1108.19 - 097	

別表2 売渡しを要しない指定でん粉等

適用
輸入申告に係る指定でん粉等が関税定率法（昭和40年法律第54号）第14条（無条件免税）の規定により関税が免除されるものである場合

別表3 買入れの価格及び価額

区分	買入れの価格 (円/トン)	買入れの価額 (円)
でん粉	平均輸入価格	左記の価格×売買数量 (注) 円未満は端数を切り捨てるものとする。 (以下同じ。)
とうもろこし	とうもろこし換算平均輸入価格	左記の価格×売買数量

別表4 売戻しの価格及び価額

区分	買入れの価格 (円/トン)	買入れの価額 (円)
でん粉	$\left[\text{でん粉調整基準価格} - \text{平均輸入価格} \right] \times \text{指定でん粉等調整率} + \text{平均輸入価格}$ <p>(注) 計算の過程でトン当り単価の算出は点線で示した部分※印において円未満の端数を四捨五入するものとする。(以下同じ。)</p>	左記の価格×売買数量 (注) 円未満は端数を切り捨てるものとする。 (以下同じ。)
とうもろこし	$\left[\left(\text{でん粉調整基準価格} - \text{でん粉製造販売経費} \right) \times \text{でん粉の通常製造歩留り} - \text{とうもろこしの買入価格} \right] \times \text{指定でん粉調整率}$ <p>+ とうもろこしの買入価格</p>	左記の価格×売買数量

別表5 買入れ及び売戻しの価格の減額方法

1 税関で決定した減額率	$\frac{\text{税関で決定した低下後の輸入価額}}{\text{正常な場合の輸入価額}} = \text{輸入価額の低下の割合 (減額率)}$ <p>(小数点以下第5位まで算出し、小数点以下第5位を四捨五入する)</p>
2 減額後の買入れの価格	買入れの価格×減額率＝減額後の買入れの価格（円未満を四捨五入する）
3 減額後の売戻しの価格	売戻しの価格×減額率＝減額後の売戻しの価格（円未満を四捨五入する）

(注1) 税関で決定した低下後の輸入価額は、当該減額申請に係る輸入許可書等記載の申告価格（税関で修正した場合はその金額）とする。

(注2) 正常な場合の輸入価額は、税関で修正する前の申告価格とする。

(注3) 関税が無税である指定でん粉等にあつては、正常な場合の輸入価額は、税関で修正する前の申告価格とする。

(別紙第1号様式)

売買手続届出書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
名 称
役職・氏名 印

令和 年 月 日からの貴機構との売渡し及び買戻しの契約の締結並びにそれに伴う一切の事務手続について、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記3の対象品目に係る売買要領、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領並びに売買用Webサイト利用規約に同意の上、下記のとおり届けます。

なお、貴機構の事務手続の瑕疵以外の事由によって生じた不利益については一切の異議を申し立ていたしません。

記

1 売買申込みに使用する代表者の印鑑

使用印鑑	代表者の印鑑又は委任状で届け出る代理人の印鑑
------	------------------------

2 売買用Webサイトの利用の有無

(次のいずれかに✓をし、該当する項目に必要な事項を記入してください。)

(1) 売買用Webサイトを利用する → 3を記入してください。

(2) 売買用Webサイトを利用しない → 下表及び4を記入してください。

(売買用Webサイトを利用できない理由を記入してください。)

主に利用する売買申込方法	郵 送 ・ 持 参
--------------	-----------

3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先
部署1

売渡等申込者 用 ログインID	利用部署名				
	対象品目				
	担当者情報	〒・住所			
		電話番号			
	担当者氏名		メールアドレス		

上の売渡等申込者の部署が売買事務手続を代行させる者（通関業者等）

売買事務 手続 代行者用 ログイン ID	利用会社部署名				
	担当者情報	〒・住所			
		電話番号			
		担当者氏名		メールアドレス	

注：売渡等申込者用のログインIDは、売買用Webサイトの全てのメニューを利用でき、売買事務手続代行者（通関業者等）用のログインIDは、申込みに必要な一部のメニューに限り利用できるものです。

上の売渡等申込者が申込みのみを行う場合の承諾書の送付先

メールに よる送付 先	会社部署名			
	電話番号			
	担当者氏名		メールアドレス	

4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先

売買事務担当者（連絡先）

担当部署名			
〒・住所			
電話番号			
担当者氏名		メールアドレス	

注：担当者が複数いる場合、全ての者について記載してください。

承諾書の送付先

メールによる送 付先	会社部署名			
	電話番号			
	担当者氏名		メールアドレス	

5 添付書類（初回の届出に限る。）

- (1) 初回の申込みにおいては、別紙1の「売渡し申込みについて」を添付すること。（指定糖並びに輸入異性化糖及び輸入混合異性化糖に限る。）
- (2) 法人内における内部委任を行う場合は、別紙2の「委任状」を添付すること。

(注1) 届出の内容に変更が生じた場合は、変更部分に*印をつけて、機構に書面にて届け出るものとする。ただし、担当者情報欄及び承諾書の送付先の変更に限り、売買用Webサイトを通じて届け出ることができるものとする。

(注2) ログインIDを廃止する場合は、機構にその旨を記載したログインID廃止届出書（任意様式）を提出するものとする。

(記載注意)

- 1 本届出は、原則として代表者が届け出るものです。ただし、法人内における内部委任に限り別紙2の「委任状」で届けられた代理人が届け出ることができます。
- 2 「3の売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」について
 - ① 売渡等申込者の複数の部署で売買用Webサイトをそれぞれ利用する場合、各IDの管理責任の帰属が明確にわかるよう利用する部署ごとに記載してください。
 - ② 売買事務手続代行者（通関業者等）へのログインIDの付与を希望する場合、売買事務手続代行者用ログインID欄に記入してください。ただし、売買事務手続代行者用（通関業者等）にのみログインIDを交付することはできません。（国内産異性化糖を除く。）
- 3 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」及び「4 売買用Webサイトを利用しない場合の売買事務担当者及び承諾書の送付先」の各表については、適宜、追加又は抹消してください。
- 4 「3 売買用WebサイトのログインID利用部署名等及び承諾書の送付先」の対象品目は指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等のいずれか又は該当するものの全てを記載してください。

(別紙1) 「売渡し申込みについて」

	事項	内容等
1	売渡等申込者名称	
2	輸入目的及び用途 (具体的に)	
3	原産国(輸入国)	
4	種類及び名称 (具体的に)	
5	年間輸入予定数量(トン)	
6	主な蔵置場所 (所在地及び倉庫名)	
7	通関する頻度	
8	その他(販売先等)	

(注) 内容等が複数ある場合は、すべてを記載すること。

(別紙2)

委 任 状

令和 年 月 日

委任者

住所

名称

役職・氏名

印

当社は、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び下記2の対象品目に係る売買要領に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構との間で締結する買入れ及び売戻しの契約について、下記1の者を代理人と定め、下記3の事項に関する権限を委任します。

併せて代理人の使用する印鑑をお届けします。

記

1 代理人

住所

名称

役職・氏名

2 対象品目

指定糖・輸入異性化糖等・国内産異性化糖・輸入加糖調製品・指定でん粉等

3 委任事項

令和 年 月 日からの2の対象品目に係る売渡し及び買戻しの申込み並びに同申込みに係る承諾書の受領及び当該売買差額（延納金及び延滞金を含む。）の納付に関する一切の事項

使用印鑑	
------	--

注1：委任者の役職・氏名は代表者に限るものとする。

注2：2の対象品目に○をつけること。

(別紙第2号様式)

ログインID通知書

番 号
令和 年 月 日

御中

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部長

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律及び下記3の対象品目に係る売買要領に基づく機構への売渡し及び買戻しの契約に係る手続において、売買用Webサイトを利用する場合のログインIDを通知します。

記

1. 売渡等申込者

2. ログインID

ユーザ名	ログインID

3. 対象品目

--

4 備考

--

注：ログインIDは、利用者を特定するものであり、セキュリティの確保が必要です。通知された利用者自身が責任をもって管理してください。機構は、ログインID及びパスワードの不正利用に帰す損害に対する責任を負わないものとします。なお、売渡等申込者の届け出により売買事務手続代行者のログインIDは許可なく利用を停止する場合があります。

(別紙第3号様式)

指定でん粉等売渡し及び買戻し申込書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

申込者
住所
名称
役職・氏名

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律の規定に基づき、下記により指定でん粉等を売渡し、かつ、買戻したく、独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書及び指定でん粉等売買要領を了知のうえ所定の書類を添えて申し込みます。なお、本承諾書交付後に、承諾書の内容が輸入許可等の内容と異なった場合は、売渡し及び買戻しの契約の変更が必要となることについて了知します。

記

関税割当 証明書番号-1		関税割当 証明書番号-2		統計品目 番号	用途	
品名	平均輸入 価格	円		左の価格の適用期間		月 日 から 月 日まで
売買数量 (輸入申告数量)	売渡価額		買戻価額		売買差額	
	単価	金額	単価	金額		
M/T	円	円	円	円	円	
輸入申告をする税関名 (支署又は出張所)				輸入申告 予定年月日	令和 年 月 日	
輸入申告番号				関税割当を受けた者 (限定輸入申告者)		当該物品の使用者の名称
原産地	保税地域 (コード)					
担保区分	<input type="checkbox"/> 特定担保 <input type="checkbox"/> 根担保 (担保番号:)		納付方法	<input type="checkbox"/> 担保金充当 <input type="checkbox"/> 個別納付 <input type="checkbox"/> 個別納付(延長) <input type="checkbox"/> 一括納付		

指定でん粉等の買入れ及び売戻し承諾書

申込者

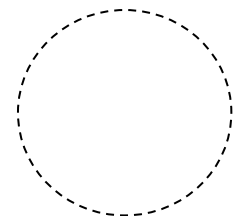
承諾番号

名 称

年 月 日

役職・氏名

殿



上記申込書のとおり承諾します。

この承諾書を交付することにより指定でん粉等売買要領の定めるところによる買入れ及び売戻しの契約が成立しました。

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印

(注) 電磁的記録で交付する場合、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

指定でん粉等売渡し及び買戻し申込書の記載注意

- 1 「品名」は、別表1に掲げる指定でん粉等の品名を記入すること。
- 2 「統計品目番号」は、別表1に掲げる指定でん粉等の統計品目番号を記入すること。
- 3 「売買数量（輸入申告数量）」の記載は、M/T単位とし、小数点（M/T）以下第3位までとすること。
- 4 「売渡価額の単価」は別表3に基づき算出すること。
- 5 「買戻価額の単価」は別表4に基づき算出すること。
- 6 「売渡価額の金額」は「売渡価額の単価」に「売買数量（輸入申告数量）」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。
- 7 「買戻価額の金額」は「買戻価額の単価」に「売買数量（輸入申告数量）」を乗じて得た額で算出し、円未満の端数を切り捨てること。
- 8 「関税割当てを受けた者（限定輸入申告者）」及び「当該物品の使用者」の名称は、申込者が関税割当ての証明を受けていない場合のみ記載すること。

(別紙第4号様式)

売買申込み送り状

(売買用Webサイト 郵送等方式)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
特産調整部長 殿

(送付者)	(売渡等申込者)
名称	名称
部署名	部署名
担当者名	担当者名
電話番号	電話番号
ファクシミリ番号	ファクシミリ番号

下記について売渡・買戻申込書及び添付書類を別添のとおり本状を含め 枚送付
します。

記

申 込 日	輸入申告日	対象品名	統計品目番号・数量	輸入申告番号
月 日	月 日		M/T	

- (注) : 1 申込み方式にチェックしてください。
2 「名称・部署名・担当者名」には社印又は代表者印は不要です。
3 本送り状の送付者が売渡等申込者と異なる場合は、それぞれ記入してください。
4 税関提出用に承諾書の写しの電磁的記録の送付を希望する場合は、次に送付先(あらかじめ機構に届出のあったものに限ります。)を記入してください。

名称・担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

- 5 売買用Webサイトを利用して売渡・買戻申込書等を提出する場合は、本送り状は省略できます。

(別紙第5号-1様式)

独立行政法人農畜産業振興機構			
納付通知書(個別納付)			
整理番号及び納入者			
承諾番号	金額	指定でん粉等 調整金	
令和 年度でん粉価格調整事業収入			
右のとおり納付してください。	延納金 延滞金	延納金及び延滞金がある場合は、 要領に定められた計算方式により 計算して、その額と合わせて納付 してください。	
令和 年 月 日			
独立行政法人農畜産業振興機構	納付目的	売買差額の納付	
理事長 印	納付期限	令和 年 月 日	
	延納付期限	令和 年 月 日	
(機構記入欄)			

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

(別紙第5号-2様式)

独立行政法人農畜産業振興機構			
納付通知書(一括納付)			
整理番号及び納入者			
令和 年度でん粉価格調整事業収入	金 額	指定でん粉等 調整金	
右のとおり納付してください。 令和 年 月 日 独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印	延納金 延滞金	延納金及び延滞金がある場合は、要領に定められた計算方式により計算して、その額と合わせて納付してください。	
	納付目的	売買差額の納付	
	納付期限	令和 年 月 日	
	(機構記入欄)		

振込手数料は貴社でご負担の程お願い致します。

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

納付金明細

承諾番号	納入金額
合計金額	

(別紙第6号-1様式)

指定でん粉等売買差額一括納付申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

指定でん粉等売買要領第13条第3項の規定により、 年 月～ 年 月
において輸入許可を受けようとする売渡し及び買戻し契約に係る売買差額を、各月の
末日の翌日から起算して10日以内一括納付したく申請します。

（記載注意） 期間の指定は、一年を限度として申請すること。

(別紙第6号-2様式)

指定でん粉等売買差額一括納付承認書

番 号
令和 年 月 日

氏名 (又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長

令和 年 月 日付けで申請のあった指定でん粉等売買差額一括納付については申請のとおり承認します。

(別紙第7号-1様式)

指定でん粉等売買差額納付期限延長申請書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

下記のとおり納付期限の延長を申請します。

記

1 個別延長

売 買 申 込 年 月 日	年 月 日
売 買 申 込 数 量	M/T
売 買 差 額	円
輸 入 申 告 番 号	()
輸入申告予定年月日	年 月 日
輸入許可予定年月日	年 月 日
売買差額納付予定期限	年 月 日

2 包括延長

輸入許可予定年月	年 月
売買差額納付期限	年 月末日

(注) 個別延長の場合は1の事項に、包括延長の場合は2の事項に記入して下さい。

(別紙第7号-2様式)

指定でん粉等売買差額納付期限延長承認書

番 号
令和 年 月 日

氏名 (又は名称) 殿

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長

令和 年 月 日付けで申請のあった指定でん粉等売買差額納付期限延長については申請のとおり承認します。

※ (なお、個別延長の輸入申告番号等は下記の1のとおりです。)

記

1 個別延長

輸 入 申 告 番 号	
承 諾 番 号	
売買差額納付期限	

2 包括延長

輸入許可予定年月	年 月
売買差額納付期限	年 月末日

※包括延長のみの場合は、記載しない。

(別紙第8号様式)

独立行政法人農畜産業振興機構			
領収済通知書			
契約の相手方			
承諾番号	金額	指定でん粉等 調整金	
令和 年度でん粉価格調整事業収入			
右のとおり領収したので通知します。	収入決定 年月日	担保金を指定でん粉等売買 差額に充当	
令和 年 月 日			
独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 印			

電磁的記録で発行する場合は、電子署名をもって理事長印に代えるものとする。

(別紙第9号-1様式)

輸出貨物の製造及び輸出完了報告書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

届出者 住所(又は所在地)
(製造者) 氏名(又は名称)

砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令第37条第2号イに規定する製品の製造が終了し、別添、輸出許可書(写し)のとおり輸出したので、指定でん粉等売買要領第22条第2項第2号の規定により、下記のとおり報告します。

なお、同項の規定に基づく実地確認によって、下記記載内容が変更になっても異存ありません。

記

製造工場名称

No.	輸出貨物		売買差額の返還を受けるところができる原料品		売買契約 年月日	売買契約者	承諾番号	輸入申告番号	輸入許可 年月日
	品名	数量(M/T)	種類	数量(M/T)					
1									
2									

(注) 1 売買差額返還請求権の移転を伴う場合は、輸出許可書等の写し、譲渡証明書(別紙第12号様式)、輸出貨物製造実績明細書(別紙第9号-2様式)を添付して下さい。

ただし、輸出貨物がコーンスターチの場合は、輸出貨物製造実績明細書の添付は必要ありません。

2 売買差額返還請求権の移転を伴わない場合は、輸出許可書の写し、譲渡申立書(別紙様式第13号様式)、輸出貨物製造実績明細書を添付して下さい。ただし、輸出貨

物がコーンスターチの場合は、輸出貨物製造実績明細書の添付は必要ありません。

- 3 コーンスターチ製造者が輸出貨物を製造し、輸出する場合、輸出許可書の写し、輸出貨物の原料品明細書（別紙第9号－3様式）、輸出貨物製造実績明細を添付してください。ただし、輸出貨物がコーンスターチの場合は、輸出貨物製造実績明細書の添付は必要ありません。

(別紙第9号-2様式)

輸出貨物製造実績明細書

(輸出貨物製造期間： 年 月 日～ 年 月 日)

単位：kg、%

		月	月	月	月	月	合計
コーン スター チ	前月繰越数量						
	当月購入数量						
	計						
	当月使用数量						
	前月繰越分						
	当月購入分						
	当月未使用数量						
	うち、当該輸 出貨物以外に 使用した数量						
輸出貨 物	製品製造数量						
	製品製造歩留						

(注) 1 コーンスターチ製造者がコーンスターチ輸出にかかる返還請求をする場合は不要です。

(注) 2 自社で製造したコーンスターチを原料に輸出貨物を製造した場合は、当月使用数量欄と輸出貨物製造数量及び製品製造歩留を記入してください。また、当月未使用欄を使用されたコーンスターチの製造ロット番号と読み替え、製造ロット番号を記入してください。

(別紙第9号-3様式)

輸出貨物の原料品明細書

独立行政法人農畜産業振興機構

理 事 長 殿

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

下記のとおり、輸出貨物製造に使用した原料品の明細を報告します。

1 当初機構と売買契約した内容等

承諾番号	品 名	数 量	売買差額	売買差額納 付年月日
		トン	円	

売渡単価	買戻単価	輸入申告番号	製品ロット番号	備考
円	円			

2 輸出貨物製造に使用した原料品の種類及び数量等

種 類	数 量	製品ロット番号
	トン	

(注) ロット番号と承諾番号のつながりが明らかとなる帳簿等を備えて下さい。

(別紙第 10 号－ 1 様式)

プラスチック向けコーンスターチ販売及びプラスチック製造実績報告書
(令和 年 月～ 年 月分)

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

プラスチック製造業者名
住所 (又は所在地)
氏名 (又は名称)

コーンスターチ供給者名
住所 (又は所在地)
氏名 (又は名称)

プラスチック向けコーンスターチの販売及びそれを主原料としたプラスチックの製造実績を下記のとおり報告します。

記

製品名		備考
とうもろこし	承諾番号	
コーンスターチ	コーンスターチ販売数量	kg
	販売年月日	年 月 日～ 年 月 日
	コーンスターチ使用数量	kg
プラスチック	製品製造数量	kg
	製造期間	年 月 日～ 年 月 日
	使用用途	
	製造施設	

(注) 譲渡申立書 (別紙第 13 号様式)、プラスチック向けコーンスターチ販売明細書 (別紙第 10 号－ 2 様式) 及びプラスチック製造実績明細書 (別紙第 10 号－ 3 様式) を添付して下さい。なお、譲渡申立書には、販売された製造ロットが記載され、受領印のある納品書 (写し) を添付して下さい。また、必要に応じ、追加して資料を求める場合があります。

(別紙第 10 号— 2 様式)

プラスチック向けコーンスターチ販売明細書

単位：k g

		月	月	月	月	月	月	合計
1 回目	承諾日 承諾番号							
	コーンスターチ販売数量							
	ロット番号							
2 回目	承諾日 承諾番号							
	コーンスターチ販売数量							
	ロット番号							
3 回目	承諾日 承諾番号							
	コーンスターチ販売数量							
	ロット番号							
コーンスターチ販売数量月計								

単位：k g

	承諾番号	コーンスターチ使用数量	とうもろこし見合い数量	承諾番号	コーンスターチ使用数量	とうもろこし見合い数量	
プラスチック製造 に使用されたコー ンスターチの数量 及びとうもろこし 見合い数量 *とうもろこし見 合い数量は、調整 金単価算定に用い る換算係数を使用 して計算 *kg 未満切捨て							コーンスターチ 使用量合計 k g とうもろこし見 合い数量合計 k g

(注) 1 4月～9月、10月～翌年3月で取りまとめて作成してください。

(注) 2 承諾番号別集計表のとうもろこし見合い数量合計が返還請求数量となります。

(別紙第 10 号－ 3 様式)

プラスチック製造実績明細書

単位：k g、%

		月	月	月	月	月	月	合計
コーンスターチ	前月繰越数量							
	当月購入数量							
	計							
	当月使用数量							
	前月繰越分							
	当月購入分							
	当月未使用数量							
プラスチック	製品製造数量							
	製品製造歩留							

(注) プラスチック製造者は、先に購入したコーンスターチから先に使用したものとして整理してください。(先入れ先出し)

(別紙第 11 号様式)

売買差額返還請求書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住 所 (又は所在地)
氏 名 (又は名 称) 印

金 額	円
-----	---

左記金額の返還を請求いたします。

- 1 返還請求する理由
- 2 買入れ及び売戻し承諾書番号
- 3 売買差額の納付年月日
- 4 返還を請求する額の計算基礎
- 5 返還金振込先

金融機関名		預金の種類	
支 店 名		口 座 番 号	
名 義 人			

記

(M/T、円)

No.	承諾番号	納付年月日	返還請求数量 A	売渡単価 B	売渡価額 C=A×B	買戻単価 D	買戻価額 E=A×D	返還請求額 E-C
合計								

(注1) 返還請求数量は、機構と売買契約した品目(糖種)ベースの数量を記載すること。

(注2) 円未満は端数を切り捨てること。

(記載注意) 売買用Webサイトを利用して作成し、機構に提出する場合は押印を省略できる。

(別紙第 12 号様式)

譲渡証明書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

令和 年 月 日貴機構と売買契約済の下記 1 の指定でん粉等の全部又は一部を下記 2 のとおり譲渡したことを証明します。

なお、これと同時に指定でん粉等売買要領第 22 条第 1 項第 4 号に該当する場合は同条第 5 項の規定による売買差額の返還の請求権も移転することを通知します。

記

1 当初機構と売買契約した内容等

承諾番号	品 名	数 量	売買差額	売買差額納付年月日
		トン	円	

売渡単価	買戻単価	輸入申告番号	製品ロット番号	備考
円	円			

2 譲渡した相手先並びに種類及び数量等

譲 渡 し た 相 手 先	種 類	数 量	製品ロット番号
住 所（又は所在地）		トン	
氏 名（又は名称）			

- (注) 1 ロット番号と承諾番号のつながりが明らかとなる帳簿等を備えて下さい。
2 譲渡したロットが明らかとなる受領書（相手方の受領印のあるもの）の写しを添付して下さい。

(別紙第 13 号様式)

譲渡申立書

令和 年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理 事 長 殿

住所（又は所在地）
氏名（又は名称）

令和 年 月 日貴機構と売買契約済の下記1の指定でん粉等の全部又は一部を下記2のとおり譲渡したことを申し立てます。

なお、これと同時に指定でん粉等売買要領第22条第1項第4号に該当する場合の同条第5項の規定による売買差額の返還の請求権は移転していないことを通知します。

記

1 当初機構と売買契約した内容等

承諾番号	品 名	数 量	売買差額	売買差額納付年月日
		トン	円	

売渡単価	買戻単価	輸入申告番号	製品ロット番号	備考
円	円			

2 譲渡した相手先並びに種類及び数量等

譲 渡 し た 相 手 先	種 類	数 量	製品ロット番号
住 所（又は所在地） 氏 名（又は名称）		トン	

- (注) 1 ロット番号と承諾番号のつながりが明らかとなる帳簿等を備えて下さい。
2 譲渡したロットが明らかとなる受領書(相手方の受領印のあるもの)の写しを添付して下さい。